

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

### 【規則】

- 岡山県土保全条例施行規則の一部を改正する規則
  - 岡山県太陽光発電施設の安全な導入を促進する条例施行規則
  - 岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館条例施行規則及び指定管理者の指定の申請等に関する規則の一部を改正する規則
  - 岡山県林地開発許可に関する規則  
（以上県例規集登載）
- ### 【告示】
- 設置禁止区域における太陽光発電施設の設置の許可の基準
  - 技能検定試験手数料の金額の一部改正  
（以上県例規集登載）

中山間・地域振興課

新エネルギー・温暖化対策室  
保健福祉課

治山課

新エネルギー・温暖化対策室  
労働雇用政策課

## 目次

担当課（室）

# 令和元年7月5日 岡山県公報 号外

## ◎岡山県規則第三十六号

岡山県土保全条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年七月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県土保全条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県土保全条例施行規則（昭和四十八年岡山県規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

三 第三条の二第一項の地域住民に対する説明会の実施についての検討状況を示す書類

第三条中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 次条第一項の地域住民に対する説明会の実施状況を示す書類

第三条の次に次の一条を加える。

（地域住民への説明会）

第三条の二 条例第五条第一項の規定により開発行為の許可を受けようとする事業主は、開発予定区域又は開発予定区域に隣接する土地を含む町又は字の区域に住所を有する者その他次項に規定する開発行為により生活環境に著しい影響等を及ぼすおそれのある関係住民（以下「地域住民」という。）に対して、開発計画の内容、当該開発による地域住民への影響、災害防止等の対策に関する説明会（以下「説明会」という。）を実施するよう努めなければならない。

2 前項の関係住民は、次に掲げる者とする。

- 一 開発区域に隣接する土地の所有権又は借地権（建築物の所有を目的とする地上権又は賃借権（臨時的な設備の設置その他一時使用のために設定されたことが明らかなものを除く。）をいう。）を有する者
- 二 前号の土地に存する建築物の所有権、使用貸借による権利又は賃借権を有する者
- 三 前二号に掲げる者のほか、知事があらかじめ市町村の長の意見を聴いて別に定めるもの

別表の第4の8中「調整池下流の流過能力の値」を「下流許容放流量」に、「で次の」

「QPC 調整池下流の代表地点における流過能力（単位

立方メートル毎秒）」

を「で、次の」に、

を

A 調整池下流の代表地点に係る集水区域の面積 (単位  
平方メートル) 」

「QPC 下流許容放流で、次の算式により算定した値とす  
ること。

算式

$$Q \times \frac{A}{a}$$

算式の符号

Q 河川等の最小流下能力算定地点における河川等の  
現況流下能力 (単位 立方メートル毎秒)

A 放流地点における流域面積 (単位 平方キロメー  
トル)

a 河川等の最小流下能力算定地点から上流の流域面  
積 (単位 平方キロメートル)

A 放流地点における流域面積 (単位 平方キロメー  
トル) 」

中「污水管きよ」や「污水管渠」及び「の管きよ」や「の管渠」及び「勾配」を「勾配」  
と読み、回線の線4の5中「雨水管きよ及び污水管きよ」や「雨水管渠及び污水管渠」  
と読み、回線の③中「勾配」を「勾配」と読み、回線の線4の9の②中「暗きよ」を「暗  
渠」と読み、回線の③中「暗きよ構造」や「暗渠構造」及び「内のり幅」や「内法幅」  
と読み、回線の④中「暗きよ構造」や「暗渠構造」及び「ふた」や「蓋」と読み、回  
線の⑤中「管きよ」や「管渠」と読み、回線の⑥中「勾配」や「勾配」と読み、回  
線の⑦中「管きよ」や「管渠」と読み、回線の⑧中「ほか」や「箇所のほか」及び「  
暗きよ」や「暗渠」と読み、回線の線4の11中「もつばら」や「専ら」及び「管きよ」  
や「管渠」及び「その」や「その」及び「内のり」や「内法」と読み、

回線の線5の①中「開発区域内の地盤が軟弱である場合には、」や②中「置き換え」  
や「置換え」と読み、回線の線5の③中「がけ」や「崖」及び「勾配」や「勾配」と  
読み、回線の線5の④中「くい打ち」や「地滑り抑止ぐい又はグラウンディングその他  
の土留 (以下「地滑り抑止ぐい等」という。) の設置」及び「置き換え」や「置換え」  
と読み、回線の線5の⑤中「地表水」や「地表水又は地下水」及び「又は崩壊が生じない



# 令和元年7月5日 岡山県公報 号外

の斜面であつても、地形、地質、地質構造及び土質が一様でない場合は、その状況に応じた箇所ごとに行うこと。

8 盛土又は切土をする場合において、地下水により崖崩れ又は土砂の流出が生じらるおそれがあるときは、開発区域内の地下水を有効かつ適切に排出することができるように排水施設を設けること。

別表の第8に次のように加える。

3 他法令による規制がある行為を行う場合は、当該規制に係る基準を満たし、又は必要な許認可を受けること。

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和元年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に岡山県県土保全条例（昭和四十八年岡山県条例第三十五号）第五条第二項の規定による許可の申請（開発行為（同条例第二条第一号に規定する開発行為をいう。以下同じ。）に係る一団の土地の面積が十ヘクタール以上の場合には、同条例第四条第一項の規定による事前協議）があつた開発行為については、なお従前の例による。

◎岡山県規則第三十七号

岡山県太陽光発電施設の安全な導入を促進する条例施行規則を次のように定める。

令和元年七月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県太陽光発電施設の安全な導入を促進する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、岡山県太陽光発電施設の安全な導入を促進する条例(令和元年岡山県条例第四十七号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置禁止区域)

第二条 条例第二条第四号の規則で定める区域は、次に掲げる区域とする。

一 岡山県砂防指定地等管理条例(平成十四年岡山県条例第七十六号)第二条第一項に規定する砂防指定地

二 地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)第三条第一項の地すべり防止区域

三 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)

第三条第一項の急傾斜地崩壊危険区域

四 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第九条第一項の土砂災害特別警戒区域

(設置に適さない区域)

第三条 条例第二条第五号の規則で定める区域は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第七条第一項の土砂災害警戒区域とする。

(設置者が守るよう努める事項)

第四条 条例第四条第二項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 計画の作成の初期の段階から、太陽光発電施設を設置する土地の区域に隣接する地域の住民(第三号及び第五号において「地域住民」という。)への十分な情報提供を行う等、当該太陽光発電施設の設置等について理解を得られるよう、適切な措置を講ずること。

二 防災、環境保全及び景観保全の観点から、太陽光発電施設の設置等に当たり適切な土地の選定、開発計画の策定並びに設計及び施工を行うこと。

三 太陽光発電施設から発する稼働音、電磁波、反射光等が地域住民及び周辺の環境に影響を与えないよう、適切な措置を講ずること。

四 保守点検及び維持管理に係る実施体制を構築し、これを着実に実施すること。

五 太陽光発電施設の損壊等により地域への被害が発生するおそれがある、又は発生したときは、速やかに当該太陽光発電施設が所在する市町村及び地域住民に連絡するとともに、被害の発生又は被害の拡大を防止するために必要な措置を講ずること。

六 防災、太陽光発電施設の安全、環境保全、景観保全等に関する対策が、計画どおり適切に実施されているかを随時確認し、災害の防止並びに自然環境及び地域住民への配慮を行うこと。

七 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第八八号）第十六条第一項の規定により同法第二条第一項に規定する電気事業者が行う同条第二項に規定する再生可能エネルギー電気の調達が終了した後も、当該太陽光発電施設を使用して太陽光を電気に変換する事業（以下「太陽光発電事業」という。）を継続すること。

八 太陽光発電事業を終了した後は、太陽光発電施設を速やかに撤去し、撤去により生じた廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）その他関係法令に従い、適正な処理の確保を図るとともに、当該太陽光発電施設を撤去した後の土地について、防災、環境保全及び景観保全の観点から必要な措置を講ずること。

（設置許可の申請）

**第五条** 設置許可の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 設置禁止区域に設置する理由

三 太陽光発電施設の所在地

四 発電出力

五 太陽光発電事業を行う土地の区域の面積

六 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第九条第三項の規定による認定の状況

七 設置の着手及び完了予定年月日並びに発電の開始及び太陽光発電施設の撤去の完

了予定年月日

- 八 申請に係る太陽光発電施設の設置に係る法令（条例を含む。）の手續（第六号に係るものを除く。）が必要な場合は、当該手續の状況
- 九 前条に規定する事項を守るために講ずる措置の内容
- 十 条例第五条第二項の知事が別に定める基準（第七条第一項において「設置許可基準」という。）を満たすために講ずる措置の内容
- 十一 その他知事が必要と認める事項

2 前項の許可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 設置しようとする太陽光発電施設の位置図、区域図及び配置図
- 二 土地の形質の変更をしようとする場所を明確にした平面図及び縦横断面図（土地の形質の変更を行う場合に限り。）
- 三 擁壁の構造図（擁壁を設置する場合に限る。）
- 四 排水計画に係る平面図
- 五 太陽光発電施設の構造図
- 六 現況写真
- 七 その他知事が必要と認める書類

（許可事項の変更申請）

**第六条** 設置者は、条例第五条第四項本文の規定により許可を受けた事項を変更しようとするときは、次に掲げる事項を記載した変更許可申請書に変更しようとする部分を明確にした前条第二項各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 許可年月日及び許可番号
- 二 変更に係る事項
- 三 変更の理由
- 四 その他知事が必要と認める事項

（設置許可に係る軽微な変更）

**第七条** 条例第五条第四項ただし書の規則で定める軽微な変更は、第五条第一項第一号（設置許可を受けた者の変更を除く。）、第二号及び第六号から第九号までに掲げる事項に係る変更並びに変更後においても設置許可を受けた太陽光発電施設が設置許可基準に該当することが明らかな変更とする。

2 設置者は、条例第五条第六項の規定による軽微な変更の届出をしようとするときは、



前条各号に掲げる事項を記載した変更届出書を知事に提出しなければならない。

(書類の提出)

**第八条** 知事は、条例第五条第七項(同条第九項において準用する場合を含む。)の規定により協議をしようとする国又は地方公共団体に対し、第五条第二項各号に掲げる書類の提出を求めることができる。

(設置禁止区域内にあることとなった後の増設の許可の申請)

**第九条** 条例第五条第九項の規定により準用する同条第一項ただし書の規定による許可の申請をしようとする者は、増設しようとする部分を明確にした第五条第一項各号に掲げる事項を記載した許可申請書に増設しようとする部分を明確にした同条第二項各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(設置許可に係るその他の届出)

**第十条** 設置許可(条例第五条第九項の規定により準用する同条第一項ただし書の規定による許可及び条例附則第三項の規定により準用する条例第五条第一項ただし書の規定による許可を含む。以下この条及び次条において同じ。)を受けた者は、当該設置許可に係る太陽光発電施設の設置に着手しようとするときは、着手する日の十日前までに次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

- 一 許可年月日及び許可番号
- 二 太陽光発電施設の所在地
- 三 着手予定年月日

**2** 設置許可を受けた者は、当該設置許可に係る太陽光発電施設の設置が完了したときは、完了した日から十日以内に次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

- 一 許可年月日及び許可番号
- 二 太陽光発電施設の所在地
- 三 完了年月日

**3** 設置許可を受けた者は、当該設置許可に係る太陽光発電施設の設置を中止しようとするときは、中止しようとする日の前日までに次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

- 一 許可年月日及び許可番号
- 二 太陽光発電施設の所在地

三 中止予定年月日

4 設置許可を受けた者は、当該設置許可に係る太陽光発電事業を終了したときは、終了した日から十日以内に次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

一 許可年月日及び許可番号

二 太陽光発電施設の所在地

三 終了年月日

四 第四条第八号に規定する事項を守るために講ずる措置の内容  
(標識の設置)

第十一条 設置許可を受けた者は、当該設置許可に係る太陽光発電施設の設置等を行っている期間中、当該設置許可を受けた場所に次に掲げる事項を記載した標識を設置しなければならない。

一 許可年月日及び許可番号

二 設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名  
(設置に適さない区域内への設置の届出)

第十二条 条例第六条第二項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 設置に適さない区域に設置する理由

三 太陽光発電施設の所在地

四 発電出力

五 太陽光発電事業を行う土地の区域の面積

六 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第九条第三項の規定による認定の状況

七 設置の着手及び完了予定年月日並びに発電の開始及び太陽光発電施設の撤去の完了予定年月日

八 申請に係る太陽光発電施設の設置に係る法令(条例を含む。)の手續(第六号に係るものを除く。)が必要な場合は、当該手續の状況

九 第四条に規定する事項を守るために講ずる措置の内容

十 その他知事が必要と認める事項

2 条例第六条第二項の規定による届出をしようとする者は、前項各号に掲げる事項を

記載した届出書に第五条第二項各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(設置に適さない区域内への設置に係る届出事項の変更)

**第十三条** 設置者は、条例第六条第三項の規定により同条第二項の規定による届出に係る事項の変更の届出をしようとするときは、第六条第二号から第四号までに掲げる事項を記載した変更届出書に変更しようとする部分を明確にした第五条第二項各号に掲げる書類を添えて、当該変更に着手する六十日前(同条第一項第七号に係る変更にあつては、十日前)までに知事に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、設置者は、条例第六条第二項の規定により届出に係る事項(第十二条第一項第一号(条例第六条第二項の規定による届出を行った者の変更を除く。)、第二号、第六号、第八号及び第九号に掲げるものに限る。)の変更をしたときは、第六条第二号から第四号までに掲げる事項を記載した変更届出書に変更しようとする部分を明確にした第五条第二項各号に掲げる書類を添えて速やかに知事に提出しなければならない。

(設置に適さない区域内にあることとなつた後の増設の届出)

**第十四条** 条例第六条第六項の規定により準用する同条第二項の規定による届出をしようとする者は、増設しようとする部分を明確にした第十二条第一項各号に掲げる事項を記載した届出書に増設しようとする部分を明確にした第五条第二項各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(身分証明書)

**第十五条** 条例第七条第二項に規定する身分を示す証明書は、様式によるものとする。

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、条例の施行の日から施行する。ただし、附則第四項及び第五項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 条例附則第三項の規定により準用する条例第五条第一項ただし書の規定による許可の申請をしようとする者は、増設しようとする部分を明確にした第五条第一項各号に掲げる事項を記載した許可申請書に増設しようとする部分を明確にした同条第二項各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

# 令和元年7月5日 岡山県公報 号外

3 条例附則第四項の規定により準用する条例第六条第二項の規定による届出をしようとする者は、増設しようとする部分を明確にした第十二条第一項各号に掲げる事項を記載した届出書に増設しようとする部分を明確にした第五条第二項各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。


(準備行為)

4 条例附則第五項の規定により条例の施行の日前に行う設置許可の申請については、第五条の規定の例による。

5 条例附則第五項の規定により条例の施行の日前に行う条例第六条第二項の規定による届出については、第十二条の規定の例による。

様式（第15条関係）

（表）

身分証明書		第 号
所 属		
氏 名		
生年月日	年 月 日	
上記の者は、岡山県太陽光発電施設の安全な導入を促進する条例（令和元年岡山県条例第47号）第7条第1項の規定により立入調査等を行う者であることを証明する。		
年 月 日	交付	
岡山県知事		

（裏）

岡山県太陽光発電施設の安全な導入を促進する条例抜粋  
（立入調査等）

**第7条** 知事は、この条例による権限を行うため必要な限度において、設置者（設置許可又は第6条第2項（同条第6項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による届出を要しないものを除く。）に対し、太陽光発電施設の設置等の状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該太陽光発電施設その他関係のある場所に立ち入り、太陽光発電施設、帳簿、書類その他の物件を調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

◎岡山県規則第三十八号

岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館条例施行規則及び指定管理者の指定の申請等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年七月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館条例施行規則及び指定管理者の指定の申請等に関する規則の一部を改正する規則

(岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館条例施行規則の一部改正)

第一条 岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館条例施行規則(平成十七年岡山県規則第百十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「知事」を「指定管理者(条例第五条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)」に、「開館時間」を「知事の承認を受けて開館時間」に改める。

第三条第一項中「のとおり」を「に掲げる日」に改め、同条第二項中「知事」を「指定管理者」に、「同項の」を「知事の承認を受けて」に改める。

第四条第一項中「第四条第一項」を「第七条第一項」に、「許可を」を「許可又は許可を受けた事項の変更の許可を」に、「あらかじめ利用等許可申請書(様式第一号)を知事」を「指定管理者が知事の承認を受けて定める申請書を指定管理者」に改め、同条第二項を削る。

第五条中「第四条第一項」を「第七条第一項」に改め、同条第一号ただし書及び第六号中「知事」を「指定管理者」に改める。

第六条中「知事」を「指定管理者」に改める。

第七条中「知事」を「速やかに指定管理者」に改める。

第八条の見出しを「(利用料金の減免)」に改め、同条中「条例第六条第三項の規定により使用料」を「利用料金」に、「あらかじめ使用料減免申請書(様式第三号)を知事」を「指定管理者が知事の承認を受けて定める申請書を指定管理者」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

指定管理者は、特に必要と認めるときは、知事の承認を受けて定める基準に基づき利用料金(条例第十条第一項に規定する利用料金をいう。次項において同じ。)を減免することができる。

第九条を削り、第十条を第九条とする。

様式第一号から様式第三号までを削る。

(指定管理者の指定の申請等に関する規則の一部改正)

第二条 指定管理者の指定の申請等に関する規則(平成十七年岡山県規則第百三十四号)の一部を次のように改正する。

別表中

岡山県自然保護センター条例(平成三年岡山県

第四条

第十一条

を

条例第三十一号)

# 令和元年7月5日 岡山県公報 号外

第三条 指定管理者の指定の申請等に関する規則の一部を次のように改正する。

岡山県自然保護センター条例（平成三年岡山県条例第三十一号）	第四条	第十一条
岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館条例（平成十七年岡山県条例第十八号）	岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館条例の一部を改正する条例（令和元年岡山県条例第二号）第二十条の規定による改正後の岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館条例第五条	第八条

に改める。

岡山県総合福祉・ボランティア・NPO	第八条
--------------------	-----

別表中

会館条例の一部を改正する条例（令和元年岡山県条例第号）第二号）第二号の規定による改正後の岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館条例第五条
---

を

第五条
第十二条

に改める。

附則

（施行期日）

1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 第一条の規定による改正後の岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館条例施行規則第八条第一項の規定による承認は、この規則の施行の日前においても、行うことができる。



# 令和元年7月5日 岡山県公報 号外

## ◎岡山県規則第三十九号

岡山県林地開発許可に関する規則を次のように定める。

令和元年七月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県林地開発許可に関する規則

(趣旨)

**第一条** この規則は、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号。以下「法」という。)第十条の第二項に規定する開発行為(以下「開発行為」という。)の許可(以下「開発許可」という。)に関し、法、森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)及び森林法施行規則(昭和二十六年農林省令第五十四号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(開発者の努力義務)

**第二条** 開発行為を行う者(以下「開発者」という。)は、開発許可の申請前に知事が別に定める方法により、開発行為を行う土地の区域(以下「開発区域」という。)の周辺住民が開発行為に対する理解を深めるための措置を講ずる等円滑に開発行為が実施できるよう努めるものとする。

(開発許可の申請)

**第三条** 開発者は、開発許可を受けようとするときは、知事が別に定める申請書に次に掲げる書類を添付して、当該開発行為を行う森林の区域(以下「開発行為に係る森林」という。)の面積が十ヘクタール以上のものにあつては知事に、十ヘクタール未満のものにあつては当該開発行為に係る森林が存する区域を所管する県民局長(開発行為に係る森林が二以上の県民局の所管区域にわたるときは、主たる開発行為に係る森林を所管する県民局長。以下「県民局長」という。)に申請しなければならない。

一 開発行為を行う森林及び当該森林に介在し、又は隣接して残置することとなる森林又は緑地を含む区域(以下この号及び第十号において「開発行為をしようとする森林」という。)の所在場所、地積及び権利の取得状況等を示した書類(以下この号において「地番明細書」という。)及び開発行為をしようとする森林以外の土地の地番明細書

二 開発行為の計画書

三 資金計画書

- 四 開発行為に係る森林及び周辺の関係物件について、開発行為の施行の妨げとなる権利を有する者の同意書
  - 五 開発行為に係る森林に隣接する土地の権利者の境界確認書等（国土調査等により境界が明確になっている場合を除く。）
  - 六 開発区域の周辺住民に対する開発行為に対する理解を深めるための措置等の実施状況を示す書類
  - 七 開発者（独立行政法人等登記令（昭和三十九年政令第二十八号）第一条に規定する独立行政法人等を除く。）が、法人である場合には当該法人の登記事項証明書、法人でない団体である場合には代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類
  - 八 開発行為の計画に係る工程表
  - 九 他法令との関係を示した書類
  - 十 開発行為をしようとする森林の区域内に残置し、若しくは造成した森林又は緑地（以下「残置森林等」という。）及び主要防災施設の維持管理計画書
  - 十一 防災施設計画書
  - 十二 土量計算書
  - 十三 開発区域の位置図、写真、区域図、公図、求積図、現況図、流域現況図及び利用計画図
  - 十四 防災工事配置図
  - 十五 防災施設設計図
  - 十六 建築物等概要図
  - 十七 造成する森林又は緑地の造成方法（植栽樹種、植栽本数等）を記載した書類
  - 十八 利用後の原状回復方法を記載した書類（一時利用の場合に限る。）
  - 十九 開発行為に係る全体計画の概要及び期別計画の概要を記載した書類
  - 二十 その他参考となる書類
- （開発許可の基準）
- 第四条** 法第十条の二第二項及び第三項に規定する要件を満たすための技術基準は、別表に定めるとおりとする。

（標識の掲示）

**第五条** 開発許可を受けた開発者は、開発許可の期間中、開発区域の見やすい場所に知

事が別に定める標識を設置しなければならない。

(開発行為の着手又は完了の時期の変更の届出)

**第六条** 開発許可を受けた開発者は、開発許可を受けた開発行為の計画(以下「許可計画」という。)の着手又は完了の時期を変更しようとするときは、知事が別に定める様式により、速やかに知事又は県民局長に届け出なければならない。

(開発行為の着手の届出)

**第七条** 開発許可を受けた開発者は、開発行為に着手したときは、知事が別に定める様式により、速やかに知事又は県民局長に届け出なければならない。

(開発者の氏名等の変更の届出)

**第八条** 開発許可を受けた開発者は、開発者の氏名、名称及び住所に異動があつたときは、知事が別に定める様式により、速やかに知事又は県民局長に届け出なければならない。

(災害発生の届出)

**第九条** 開発許可を受けた開発者は、当該開発行為の期間中に災害により被害を受けたときは、適切な措置を講ずるとともに、知事が別に定める様式により、遅滞なく知事又は県民局長に届け出なければならない。

(地位承継の届出)

**第十条** 開発者の地位を承継した者は、知事が別に定める様式により、遅滞なく知事又は県民局長に届け出なければならない。

(開発行為の計画変更)

**第十一条** 開発許可を受けた開発者は、次に掲げる場合に該当して許可計画の変更をしようとするときは、当該変更に係る部分の工事を中断した上、当該許可計画の変更の許可を知事又は県民局長に申請しなければならない。

一 許可計画の目的を変更する場合

二 許可計画に係る森林の土地の面積が、十ヘクタール以上のものにあつては当該変更により一ヘクタール以上、十ヘクタール未満のものにあつては当該変更により一割以上増加する場合

三 当該変更により主要な防災施設又は残置する森林の配置の重要な変更を伴う場合

四 許可計画の変更により、開発行為に係る森林の面積が十ヘクタール以上となる場

合(平成三年九月十八日以降に開発許可を受け、又は許可計画を変更(面積の変更

に伴うものに限る。)したものに限る。)

五 法第十条の二第二項各号に掲げる事項に係る計画に重要な変更が生じる場合

2 第二条から第四条までの規定は、第一項の規定による許可計画の変更の許可について準用する。

**第十二条** 開発許可を受けた開発者が前条第一項各号に該当しない計画の変更をしようとするときは、あらかじめ知事が別に定める様式により知事又は県民局長に届け出なければならぬ。

(開発行為の状況報告等)

**第十三条** 法第八十八条第一項の規定により、知事又は県民局長は、開発許可を受けた開発者の開発行為の期間が一年を超える場合は、毎年六月末及び十二月末現在の次に掲げる事項について報告を徴収するものとする。

一 開発行為の実施状況

二 防災措置の実施状況

三 その他知事が必要と認める事項

(中止又は廃止の届出)

**第十四条** 開発許可を受けた開発者は、開発行為を中止し、又は取りやめようとするときは、速やかに知事又は県民局長に届け出るとともに、知事又は県民局長の指示に従い必要な防災措置を講じなければならない。

2 開発許可を受けた開発者は、中止した開発行為を再開しようとするときは、速やかに知事又は県民局長に届け出なければならない。

(完了の届出)

**第十五条** 開発許可を受けた開発者は、開発行為が完了したときは、知事が別に定める様式により知事又は県民局長に届け出なければならない。

(指導監督)

**第十六条** 知事又は県民局長は、開発者がこの規則並びに許可計画及び法第十条の二第四項の条件(以下「許可条件」という。)を誠実に遵守していないことを確認したときは、必要に応じて、当該開発者に対して、この規則並びに許可計画及び許可条件を遵守するよう指導することができる。

(開発許可を要しない開発行為の調整)

# 令和元年7月5日 岡山県公報 号外

**第十七条** 法第十条の二第一項第一号及び第三号に規定する開発行為をしようとする者は、知事が別に定める書類を添付して県民局長に協議しなければならない。

2 前項の開発行為が完了したときは、知事が別に定める様式により速やかに県民局長へ届け出るものとする。

## 附 則

この規則は、令和元年十月一日から施行する。

別表（第3条関係）

### 開発行為の技術基準

#### 1 安全措置に関する技術基準

- (1) 開発区域内の地盤が軟弱である場合には、地盤沈下又は開発区域外の地盤の隆起が生じないよう土の置換え、水抜き等の措置を講ずること。
- (2) 開発行為は、原則として、現地形に沿って行われ、土砂の移動量が必要最小限度であること。
- (3) 切土の法面勾配は、地質、土質、切土高、気象及び近傍にある既往の法面の状態等を勘案して現地に適合したものであること。
- (4) 開発行為によって、崖（地平面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で硬岩盤以外のもの。以下同じ。）が生じる場合には、崖の上端に続く地盤面は原則としてその崖の反対方向に雨水その他の地表水が流れるように勾配をとること。
- (5) 切土又は盛土を行う場合には、融雪、豪雨等により災害が生ずるおそれがないように工事時期、工法等について適切に配慮されていること。
- (6) 切土をする場合において、切土をした後の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、その地盤に滑りが生じないように杭打ちその他の措置を講ずること。
- (7) 切土は、原則として階段状に行う等法面の安定が確保されていること。
- (8) 盛土は、必要に応じ水平層にして順次盛り上げ、十分締め固めが行われるものであること。
- (9) 土石の落下による下斜面等の荒廃を防止する必要がある場合には、柵工の実施の措置を講ずること。
- (10) 盛土の法面勾配は、盛土材料、盛土高、地形、気象及び近傍にある既往の法面

の状態等を勘案して、現地に適合した安全なものであること。また、盛土高がおおむね1.5メートルを超える場合には、勾配が35度以下であること。

(11) 盛土に緩み、沈下、崩壊又は滑りが生じるおそれがある場合には、盛土を行う前の地盤の段切り、地盤の土の入替え、埋設工の施工、排水施設の設定等の措置が講じられていること。

(12) 開発行為によって生じる崖面又は法面は、植生による保護（実播工、伏工、筋工、芝張り、植栽工等）を原則とし、植生による保護が適さない場合又は植生による保護だけでは法面の侵食を防止できない場合は、人工材料による適切な保護（擁壁、石張り、モルタル吹付け、法枠工、柵工、網工等）により風化その他の表面水、湧水、溪流等の浸食に対して保護することとし、工種は土質、気象条件等を考慮して決定し適期に施工すること。なお、擁壁で覆わない崖又は法にあつては、垂直高5メートル以内ごとに適当な小段（幅1メートル以上）を設け、必要な排水施設を設けること。

(13) 工作物（排水施設及び防災施設を除く。）を設置するための斜面（自然斜面を含む。）においても、原則として、おおむね垂直高5メートル以内ごとに排水施設を設けることとする。ただし、土質調査によって設置間隔の明確な根拠が示されれば、当該設置間隔によることとする。

(14) 水平な地盤面に対する勾配が20度以上でかつ斜面の下端と上端の高低差が5メートル以上の斜面（切土、盛土及び自然斜面）に工作物（排水施設及び防災施設を除く。）を設置する場合は、高低差が最大となる斜面で土質区分及び斜面形態ごとにそれぞれ1箇所以上を抽出し、修正フェレニウス法によって安定性の検討を行い、算式により求めた安全率は、1.2以上を満たすこと。なお、土質定数は、土質調査等、合理的根拠に基づくこと。

(15) 人家、学校、道路等に近接する場合は、切土をした土地の部分に生じる高さが2メートルを超える崖若しくは法、盛土をした土地の部分に生じる高さが1メートルを超える崖若しくは法又は切土及び盛土を同時にした土地に生じる高さが2メートルを超える崖若しくは法には、擁壁を設置すること。ただし、硬岩盤である場合又は切土をした土地の部分に生じることになる崖若しくは法の部分で、次のいずれかに該当するものの崖又は法についてはこの限りでない。

ア 土質が次の表の左欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じ勾配が同表の

中欄の角度以下のもの

土質	擁壁を要しない勾配 の上限	擁壁を要する勾配 の下限
軟岩（風化の著しいものを 除く。）	60°	80°
風化の著しい岩	40°	50°
砂利，真砂土，関東ロー ム，硬質粘土，その他こ れらに類するもの	35°	45°

イ 土質がアの表の左欄に掲げるものに該当し，かつ，土質に応じ勾配が同表の中欄の角度を超え同表の右欄の角度以下のもので，その上端から下方に垂直距離5メートル以下のもの。この場合において，(15)（イを除く。）に規定する崖の部分により上下に分離された崖の部分があるときは，崖の部分は連続しているものとみなす。

(16) (15)により設置する擁壁は，原則として鉄筋コンクリート造，無筋コンクリート造又は間知石練積み造とすること。

(17) 擁壁の構造は，構造計算，調査等によって次のいずれにも該当すること。

ア 土圧，水圧及び自重によって擁壁が破壊されないこと。

イ 土圧，水圧及び自重によって擁壁が転倒（安全率1.5以上）しないこと。

ウ 土圧，水圧及び自重によって擁壁が沈下しないこと。

エ 土圧，水圧及び自重によって擁壁が滑動（安全率1.5以上）しないこと。

(18) 擁壁には，その裏面の排水をよくするため原則として壁面の面積3平方メートル以内ごとに少なくとも1個の内径が7.5センチメートル以上の陶管等耐久材料を用いた水抜穴を設け，擁壁の裏面には次の表の基準の透水層を設置すること。

--

擁壁の高さ	透水層の厚さ	
	上端	下端
3.0m以下	30cm	40cm
3.0mを超え4.0m以下	30cm	50cm
4.0mを超え5.0m以下	30cm	60cm
5.0mを超えるもの	30cm	60cmに擁壁の高さが5mを1m増すごとに10cmを加える。

注 透水層の上端とは、擁壁天端面の下部30センチメートル程度とする。

- (19) 開発行為によって生じる崖面を覆う擁壁の高さが2メートルを超えるものについては、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第142条（同令第7章の8の準用に関する部分を除く。）の規定を準用する。
- (20) 開発区域並びにその周辺の地形及び地表の状況を勘案して、開発行為により土砂の流出が予想される場合は、下流域に対する災害を防止するため開発行為に先行して十分な容量及び構造を有するえん堤等の土砂流出防止施設の設置、森林の残置等の措置を適切に講じること。
- (21) 土砂流出防止施設は、土砂を適切に防止できる規模を有するとともに、適切な位置に設置することとし、えん堤等の構造は、治山技術基準によるものとする。
- (22) 落石、雪崩、飛砂等の災害を発生させるおそれがある場合には、落石防止柵、雪崩防止柵又は静砂垣の設置を適切に講じること。
- (23) 土砂流出防止施設は、開発区域の規模、開発後の地表の状態等から推定される流出土砂量から下流へ無害に流される許容流出土砂量を差引いた土砂量に対応するものであること。
- (24) 開発前の地形及び地表の状態から流出していたと推定される流出土砂量をもって許容流出土砂量とする。



(25) 1年間の流出土砂量は、開発区域の規模、地表の状態等により次の表を基準とする。

地表の状態	1ha当たりの年間流出土砂量	流出平均厚さ
裸地，荒廃地等	200～400 m <sup>3</sup>	20～40mm
皆伐地，草地等	15m <sup>3</sup>	1.5mm
択伐地	2m <sup>3</sup>	0.2mm
普通の林地	1m <sup>3</sup>	0.1mm

注1 工事によりかさ起こした面積については、裸地に準じる。

2 工事期間（最低4月とする。）中の流出土砂量は、次式による。

工事期間

$$(\text{工事面積}) \times (1\text{ha当たりの年間流出土砂量}) \times \text{—————}$$

12月

(26) 開発行為の終了後において、地形、地被状態等からみて、地表が安定するまでの期間に土砂の流出が想定される場合には、別途積算するものとし、その量は、人家、農地及び農業用施設又は公共的施設並びにその周辺地域では5年分以上とし、それ以外の地域では3年分以上とする。

(27) 流出土砂については、できる限り各部分で抑止すること。

(28) 工事後に残土がある場合は、土捨場を設置し、土砂の流出防止措置を講じて行われるものであること。この場合における土捨場の位置は、急傾斜地、湧水の生じている場所等为避免、人家又は公共施設との位置関係を考慮の上選定することとし、法面の勾配、小段の設置、排水施設の設置等は、盛土に準じて行われ、土砂の流出のおそれがないこと。

(29) 地形、地表等の状態から、土砂の流出の可能性のある溪流がある場合は、土砂流出防止施設を設けるほか、周辺の既存林地を残す等土地利用上の土砂災害防止

に配慮すること。

(30) 他に適地がない等によりやむを得ず飲用水、かんがい用水等の水源として依存している森林を開発行為の対象とする場合において、周辺における水利利用の実態等からみて必要な水量を確保するために必要があるときは、貯水池又は導水路の設置その他の措置が適切に講じられていること。

(31) 周辺における水利利用の実態からみて土砂の流出による水質の悪化を防止する必要がある場合は、沈砂池の設置、森林の残置その他の措置が適切に講じられていること。

## 2 排水施設等に関する技術基準

(1) 排水施設は、開発区域の規模、地形、予定施設の用途、降水量等から想定される雨水及び汚水を適切に排水できる能力を有する構造とすること。

(2) 排水施設は、放流先の排水能力、利水の状況等を勘案して雨水及び汚水を適切に排出できる開発区域外の排水施設又は海、湖沼、河川その他公共の水域に接続させること。この場合、当該開発区域外の小河川又は水路の流下能力分以上は、洪水調節のため一時雨水を調節池に貯留して調節すること。ただし、下流の小河川水路を局部的に改修することにより、当該小河川水路の流下能力を増加させその調節容量を減量することができる。

(3) 排水施設は、道路その他排水施設の維持管理上支障のない場所に設置すること。

(4) 農業用ため池に雨水を排出させるときは、当該ため池の安全の確保を図るため必要な措置を講じること。

(5) 排水施設の断面は、計画流量の排水が可能になるように少なくとも20パーセントの余裕を有することとし、流速は、原則としてマニング式により求めること。

(6) 排水施設の計画に用いる雨水流出量は、原則として次式により算出すること。

$$Q : \text{雨水流出量 (m}^3/\text{sec)}$$

$$f : \text{流出係数}$$

$$r : \text{設計雨量強度 (mm/hr)}$$

$$A : \text{集水区域面積 (ha)}$$

$$Q = 1 / 360 f \cdot r \cdot A$$

イ 設計雨量強度は表1の単位時間内の10年確率で想定された雨量強度を下限とすること。

ウ 流出係数は、表2を参考として定めるものとする。

表 1

単位：mm/hr

流域面積	単位時間	3年確率降雨強度		10年確率降雨強度		100年確率降雨強度	
		南部	北部	南部	北部	南部	北部
50ha以下	10分	90	100	120	130	180	190
100ha以下	20分	70	80	100	110	150	160
500ha以下	30分	50	60	80	90	130	130

注 南部とは、備前県民局，東備地域事務所，備中県民局，井笠地域事務所，高梁地域事務所及び真庭地域事務所（旧北房町の区域に限る。）の所管区域とし，北部とは，新見地域事務所，美作県民局，真庭地域事務所（旧北房町の区域を除く。）及び勝英地域事務所の所管区域とし，流路が整備された区域の降雨強度は， $t$  の値の算出根拠を明示して次式で算出することとしてよい。

$$4,950$$

$$4,675$$

$$\text{南部} \quad I = \frac{4,950}{t + 30}$$

$$\text{北部} \quad I = \frac{4,675}{t + 25}$$

$$t + 30$$

$$t + 25$$

表 2

種類	流出係数	標準値
急しゅんな山地	0.75～0.90	0.80
三紀層山丘	0.70～0.80	0.75

起伏のある山地・樹林	0.50～0.75	0.60
平たんな耕地	0.45～0.60	0.55
かんがい中の水田	0.70～0.80	0.75
平地・小河川	0.45～0.75	0.60
裸地	0.80～1.00	0.90
草地	0.40～0.80	0.60

注 1 流出係数は表2を基準とし、これらが混在する場合は、加重平均により算出すること。

2 保安林については、平たんな耕地の流出係数は0.5を下限とすること。

(7) 雨水のほか土砂等の流入が見込まれる場合又は排水施設の設置場所からみて出水による影響の大きい場合にあつては、排水施設の断面は必要に応じ2(5)に規定するものより大きくすること。

(8) 放流によって地盤が洗掘されるおそれがある場合には、水叩き工の設置その他の措置を適切に講じること。

(9) 当該開発区域の下流の河川等において、当該開発行為に伴い増加する30年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量（開発中及び開発後）を安全に流下させることができない地点が生ずる場合には、洪水調節池等の設置その他の措置を適切に講ずることとし、安全に流下させることができない地点の選定及び洪水調節池の設置その他の措置の決定は、当該河川管理者との協議によるものとする。

ア 洪水の規模が、年超過率で1/30以下の全ての洪水について、開発後におけるピーク流量の値を調節池下流の流下能力の値まで調節するとした場合の調節池の洪水調節容量は、1/30確率降雨強度曲線を用いて求める次式のV<sup>1</sup>の値を最大とするような容量をその必要調節容量とする。

$$V^1 = (r_i - \frac{QPC}{A}) \cdot t_i \cdot f \cdot A \cdot 0.2778$$

2

V : 必要調節容量 (m<sup>3</sup>) [V<sup>1</sup>×1.2=V]

f : (開発中・開発後) の流出係数

A : 流域面積 (km<sup>2</sup>)

r<sub>c</sub> : 調節池下流の流下能力の値に対応する降雨強度 (mm/hr)

t<sub>i</sub> : 任意の継続時間 (1時間以上)

r<sub>i</sub> : 1/30確率降雨強度曲線上の任意の継続時間 t に対応する降雨強度 (mm/hr)

下流許容放流量 (QPC) に対応した降雨強度 (r<sub>c</sub>) は次式によって求めること。

QPC

$$r_c = \frac{QPC}{0.2778 \cdot f \cdot A}$$

r<sub>c</sub> : 調節池下流の流下能力の値に対応する降雨強度 (mm/hr)

QPC : 下流許容放流量 (m<sup>3</sup>/sec)

f : (開発中・開発後) の流出係数

A : 流域面積 (km<sup>2</sup>)

イ 調節池の設計堆積土砂量は1(26)に準じて積算すること。

ウ 調節池の周壁は、コンクリート擁壁、石積等により、法面は石張り、芝張り等により保護すること。

エ 余水吐の能力は、コンクリートダムにあつては100年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量の1.2倍以上、ファイルダムにあつては、コンクリートダム  
のそのの1.2倍以上のものであること。

(10) 洪水調節の方式は、原則として自然放流方式であること。

(11) 設計流速は、污水管渠<sup>なま</sup>にあつては、0.6m/sec～3.0m/sec、その他の管渠(雨水管渠、遮集管渠等)にあつては、0.8m/sec～3.0m/secとすること。

なお、一般には流速は下流に行くに従い漸増させ、勾配は下流に行くに従い小さくなるようにする。

(12) 排水路及び雨水並びに污水管渠の流出計算は次の式のいずれかを用いること。

$$1 \quad 0.00155$$

# 令和元年7月5日 岡山県公報 号外

$$23 + \frac{1}{n} + \frac{1}{1}$$

ア ヌッター公式  $V = \frac{0.00155}{n} \cdot (R \cdot I)^{1/2}$

$$1 + \frac{(23 + \frac{1}{n})}{1} \frac{1}{(R)^{1/2}}$$

$$Q = A \cdot V$$

イ マニング公式  $V = \frac{1}{n} \cdot R^{2/3} \cdot I^{1/2}$

$$Q = A \cdot V$$

V : 流速 (m/sec)

Q : 流量 (m <sup>3</sup> /sec) n : 粗度係数	}	塩化ビニール管	0.010
		ヒューム管	0.013
		現場打コンクリート	0.014~0.015
		石積	0.025

$$A : \text{流水断面積 (m}^2\text{)} \quad R : \text{径深} = \frac{A}{P} \text{ (m)}$$

$$I : \text{勾配} \quad P : \text{潤辺 (m)}$$

- (13) 洪水調節池について、この基準に定めのない事項については、知事が別に定める基準によること。
- (14) 排水施設は、鉄筋コンクリート等堅固で耐久力を有し、かつ、漏水を最小限度とする構造であること。
- (15) 排水施設のうち、暗渠である構造の部分の内径又は内法幅は20cm以上であること。
- (16) 排水施設のうち、暗渠である構造の部分の次に掲げる箇所には、柵又はマンホールが設けられ、柵又はマンホールには、蓋（汚水を排除すべき柵又はマンホールにあつては、密閉することができる蓋）を設けること。
- ア 公共の用に供する管渠の始まる箇所

# 令和元年7月5日 岡山県公報 号外

イ 下水の流路の方向、勾配又は横断面が著しく変化する箇所。ただし、管渠の清掃に支障がないときはこの限りでない。

ウ 管渠の直線部においても次表の範囲内で設置すること。

管径	300mm以下	300mmを超え600mm以下	600mmを超え1,000mm以下	1,000mmを超え1,500mm以下	1,500mmを超え1,650mm以下
最大間隔	50m	75m	100m	150m	200m

(17) 柵又はマンホールの底には、専ら雨水を排除すべき柵にあっては深さが15センチメートル以上の泥溜めが、その他の柵又はマンホールにあってはその接続する管渠の内径又は内法に応じ、相当の幅のインバートが設けられていること。

### 3 自然保護に関する技術基準

(1) 開発行為をしようとする森林の区域に開発行為に係る事業の目的、態様、周辺における土地利用の実態等に応じて、相当面積の森林又は緑地の残置若しくは造成が適切に行われること。「相当面積の森林又は緑地の残置若しくは造成」とは、森林又は緑地を現況のまま保全することを原則とし、やむを得ず一時的に土地の形質を変更する必要がある場合には可及的速やかに伐採前の植生回復を図ること等により森林又は緑地が造成されるものであること。この場合において、残置し、若しくは造成する森林又は緑地の面積の事業区域（開発行為をしようとする森林又は緑地その他の区域をいう。以下同じ。）内の森林面積に対する割合は、表3の事業区域内において残置し、若しくは造成する森林又は緑地の割合によるものとする。また、残置し、若しくは造成する森林又は緑地は、表3の森林の配置等により開発行為の規模及び地形に応じて、事業区域内の周辺部及び施設等の間に適切に配置されること。なお、表3に掲げる開発行為の目的以外の開発行為については、その目的、態様、社会的経済的必要性、対象となる土地の自然的条件等に応じ、表3に準じて適切に措置されていること。

表3

--	--	--	--	--	--

# 令和元年7月5日 岡山県公報 号外

開発行為の目的	事業区域内において残置し、若しくは造成する森林又は緑地の割合	森林の配置等
別荘地の造成	残置森林率はおおむね60%以上とする。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 原則として周辺部に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林を配置する。</li> <li>2 1区画の面積はおおむね1,000㎡以上とし、建物敷等の面積はそのおおむね30%以下とする。</li> </ol>
スキー場の造成	残置森林率はおおむね60%以上とする。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 原則として周辺部に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林を配置する。</li> <li>2 滑走コースの幅はおおむね50m以下とし複数の滑走コースを並列して設置する場合はその間の中央部に幅おおむね100m以上の残置森林を配置する。</li> <li>3 滑走コースの上, 下部に設けるゲレンデ等は1箇所当たりおおむね5ha以下とする。また, ゲレンデ等と駐車場との間には幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林を配置する。</li> </ol>
ゴルフ場の造成	森林率はおおむね50%以上(残置森林率おおむね40%以上)とする。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 原則として周辺部に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林(残置森林は原則としておおむね20m以上)を配置する。</li> <li>2 ホール間に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林(残置森林はおおむね20m以上)を配置する。</li> </ol>
宿泊施設・レジャー	森林率はおおむね50%以上(残置森	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 原則として周辺部に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林を配置する。</li> </ol>



令和元年7月5日 岡山県公報 号外

一施設の設置	林率おおむね40%以上とする。	<ol style="list-style-type: none"> <li>2 建物敷の面積は事業区域の面積のおおむね40%以下とし、事業区域内に複数の宿泊施設を設置する場合は極力分散させるものとする。</li> <li>3 レジャー施設の開発行為に係る1箇所当たりの面積はおおむね5ha以下とし、事業区域内にこれを複数設置する場合は、その間に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林を配置する。</li> </ol>
工場及び事業場の設置	森林率はおおむね25%以上とする。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が20ha以上の場合は原則として周辺部に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林を配置する。また、開発行為に係る森林面積がおおむね20ha以下の団地を複数造成することとし、その間に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林を配置する。</li> <li>2 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が10ha以上20ha未満の場合は、極力周辺部に、幅おおむね20m以上の森林を配置する。</li> <li>3 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が10ha未満の場合は、極力周辺部に森林を配置する。</li> </ol>
住宅団地の造成	森林率はおおむね20%以上（緑地を含む。）とする。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が20ha以上の場合は原則として周辺部に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林若しくは緑地を配置する。この場合以外の場合にあっても極力周辺部に森林又は緑地を配置する。</li> <li>2 開発行為に係る1箇所当たりの面積はおおむね20ha以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林又は緑地を配置する。</li> </ol>

土石等の 採掘又は 残土によ る埋立		1 原則として周辺部に幅おおむね30 m以上の残置 森林又は造成森林を配置する。 2 採掘跡地は必要に応じて埋め戻しを行い、緑化及 び植栽する。また、法面は可能な限り緑化し、小 段平たん部には必要に応じて客土等を行い植栽す る。
-----------------------------	--	---

注 1 「残置森林率」とは、残置森林のうち若齢林（15年生以下の森林）を除いた面積の事業区域内の森林の面積に対する割合をいう。

- 「森林率」とは、残置森林及び造成森林（植栽により造成する森林であって硬岩切土面等の確実な成林が見込まれない箇所を除く。）の面積の事業区域内の森林の面積に対する割合をいう。
- 「ゲレンデ等」とは、滑走コースの上、下部のスキーヤーの滞留場所であり、リフト乗降場、レストハウス等の施設用地を含む区域をいう。
- 学校教育施設、病院、廃棄物処理施設等にあつては工場、事業場の基準を、ゴルフ練習場にあつてはゴルフ場と一体のものを除き宿泊施設・レジャー施設の基準をそれぞれ適用するものとする。また、企業等の福利厚生施設については、その施設の用途に係る開発行為の目的の基準を適用するものとする。
- 1 事業区域内に異なる開発行為の目的に区分される複数の施設が設置される場合には、それぞれの施設ごとに区域区分を行い、それぞれの開発行為の目的別の基準を適用するものとする。この場合、残置森林等は区分された区域ごとにそれぞれ配置することが望ましいが、施設の配置計画等からみてやむを得ないと認められる場合には、施設の区域界に幅おおむね30メートル以上の残置森林等を配置するものとする。
- 過去に林地開発許可を受けて開発した区域を含んで再開発する場合において、新たに開発する森林面積が10ヘクタール以上の時は、当初開発時点の森林面積に對して20パーセント以上を保全することとする。ただし、当初開発時の対象森林箇所が不明な場合は、案分計算によって当該森林面積を算出し、その面積に對して20パーセント以上を保全することとする。
- 造成森林については、必要に応じて植物の生育に適するよう表土の復元、客土等の

措置を講じ、地域の自然的条件に適するよう、原則として樹高1メートル以上の高木性樹木を表4を標準として均等に分布するよう植栽する。なお、修景効果を期待する造成森林にあつては、可能な限り大きな樹木を植栽するよう努めるものとする。

表4

樹高	植栽本数 (1 ha当たり)
1 m	2,000本
2 m	1,500本
3 m	1,000本

(3) 騒音、粉じん等の著しい影響の緩和、風害等からの周辺の植生の保全等（貴重な動植物の保護を含む。）の必要がある場合には、開発区域内の適切な箇所に必要な森林の残置又は必要に応じた造成（必要に応じて複層林を造成する等安定した群落を造成することを含む。）が行われること。

(4) 景観の維持に著しい支障を及ぼすことのないように適切な配慮がなされており、特に市街地、主要道路等からの景観を維持する必要がある場合には、開発行為により生ずる法面を極力縮小するとともに、可能な限り法面の緑化を図り、また、開発行為に係る事業により設置される施設の周辺に森林を残置し若しくは造成し又は木竹を植栽する等の適切な措置が講ぜられること。

- 4 開発行為に伴う工事の仕様  
開発行為に伴う工事の仕様は、別に定めるものとする。

# 令和元年7月5日 岡山県公報 号外

## ◎岡山県告示第三百十九号

設置禁止区域における太陽光発電施設の設置の許可の基準を次のように定める。

令和元年七月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

設置禁止区域における太陽光発電施設の設置の許可の基準

岡山県太陽光発電施設の安全な導入を促進する条例(令和元年岡山県条例第四十七号。

以下「条例」という。)第五条第二項の知事が定める基準は、次のとおりとする。

- 一 太陽光発電施設の設置により、設置禁止区域において想定される土砂災害の発生を助長するおそれがないことが明らかであると認められること。
- 二 次のいずれかを満たすと認められること。
  - イ 太陽光発電施設の構造等から、設置禁止区域において想定される土砂災害による当該太陽光発電施設の損壊等のおそれがないことが明らかであること。
  - ロ 設置禁止区域において想定される土砂災害による太陽光発電施設の損壊等が生じた場合においても、太陽光発電事業を行う土地の区域が人家、学校、道路等から離れている等の理由により、人的被害、建物被害、避難経路の遮断、避難施設等への被害のおそれがないことが明らかであること。

### 附 則

この告示は、条例の施行の日から施行する。

# 令和元年7月5日 岡山県公報 号外

## ◎岡山県告示第三百二十号

平成十二年岡山県告示第七十一号（技能検定試験手数料の金額）の一部を次のように改正し、令和元年十月一日から施行する。

令和元年七月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

実技試験手数料金額の(1)の表中「二七、九〇〇円」を「二八、二〇〇円」に改め、実技試験手数料金額の(2)の表中「製版」を「プリプレス」に、「八、九〇〇円」を「九、二〇〇円」に、「二七、九〇〇円」を「二八、二〇〇円」に、「五、九〇〇円」を「六、一〇〇円」に、「二四、九〇〇円」を「二五、一〇〇円」に、「四、一〇〇円」を「四、三〇〇円」に、「一三、一〇〇円」を「一三、三〇〇円」に改め、実技試験手数料金額

(3)の表中

二、九〇〇円
を
三、一〇〇円

に、「二一、九〇〇円」を「

一二、一〇〇円」に、「九、九〇〇円」を「一〇、一〇〇円」に、「八、七〇〇円」を「八、九〇〇円」に改める。